

受理します。				課長	係長	係
令和 年 月 日						
施設ID			入力			

※上の欄には記入しないで下さい。

様式1

特定給食施設 開始・再開 届					
令和 年 月 日					
尼崎市保健所長 様					
設 住 所		〒 ー			
置 法 人 名					
者 役職・氏名					
電 話 番 号		() ー			
法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の役職、氏名					
健康増進法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
給食施設の名称	(フリガナ)				
給食施設の所在地	〒 ー 尼崎市 電話番号 () ー メールアドレス				
給食施設の種類	☐ 学校 ☐ 病院 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院 ☐ 老人福祉施設 ☐ 児童福祉施設 ☐ 社会福祉施設 ☐ 事業所 ☐ 寄宿舍 ☐ 矯正施設 ☐ 一般給食センター ☐ その他 ()				
特定給食施設の 開始日、再開日又は 開始、再開予定日	令和 年 月 日				
一日の予定給食数 及び各食ごとの 予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	一日合計
	食	食	食	食	食
許可病床数 又は入所定員					
管理栄養士 員数 内訳	a. 常 勤(専任)	1 人	栄養士 員数 内訳	a. 常 勤(専任)	人
	b. 常 勤(併任) (主たる勤務場所とする者)	人		b. 常 勤(併任) (主たる勤務場所とする者)	人
	c. 常 勤(併任) (従たる勤務場所とする者)	1 人		c. 常 勤(併任) (従たる勤務場所とする者)	人
	d. 非 常 勤	人		d. 非 常 勤	人
管理栄養士の員数 (a.+b. の員数)	1 人		栄養士の員数 (a.+b. の員数)	人	

記入者氏名 ー 職名 ー 所属 ー
連絡先電話番号 ー ー 連絡先メールアドレス

☐ 今後、書類の提出、研修会の案内について、メールなど電子申請を希望する。

健康増進法（平成14年法律第103号）～抜粋～

第5章 特定給食施設等

第1節 特定給食施設における栄養管理

（特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事（※）に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

※尼崎市は保健所設置市なので、「都道府県知事」ではなく「尼崎市保健所長」となります。

健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）～抜粋～

健康増進法第11条第1項、第12条第2項、第15条、第20条第1項、第21条、第26条第1項、同条第2項及び第5項（第29条第2項において準用する場合を含む。）並びに第31条第1項並びに第2項第2号及び第3号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、健康増進法施行規則を次のように定める。

（特定給食施設）

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は、1日250食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第6条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 3 給食施設の種類
- 4 給食の開始日又は開始予定日
- 5 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 6 管理栄養士及び栄養士の員数